

平成21年8月5日

各 位

株式会社EMCOMホールディングス
代表取締役社長 徐 躍平

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りについてのご説明

当社では株主様をはじめとする多くの皆様より当社の現況についての問合せを頂戴しております。つきましては、ここに改めて、当社の現況につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りについて

当社は、平成21年7月31日付「「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りに関するお知らせ」にてご報告のとおり、平成21年7月31日にジャスダック証券取引所から、当社とEMCOM株式会社(非上場会社)との株式交換(平成20年3月14日効力発生)、商号の変更(平成21年4月1日実施)並びに平成21年7月23日付代表取締役及び取締役の異動において、当社が実質的な存続会社でないと認められるため、株券上場廃止基準第2条第1項第8号(不適當な合併等)aの規定により代表取締役及び取締役の異動日である平成21年7月23日より、当社は「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る旨が公表されております。なお、猶予期間は、当該代表者の異動が行われた日の属する事業年度末から3年間(平成24年12月31日まで)となっております。

2. 猶予期間入りに係る現況と今後の対応について

ジャスダック証券取引所の上場規則等によれば、実質的な存続会社でないと認められた場合でも、直ちに上場廃止となるものではなく、当該代表者の異動が行われた日の属する事業年度末から3年間の日(平成24年12月31日)までが猶予期間とされ、この間も引き続き当社株式の上場は維持され、その期間内に上場審査基準に準じた審査を受けることになっております。したがって猶予期間中であっても株式の売買はこれまでどおり可能であり、企業活動についても何ら支障はございません。

当社としましては、今後もジャスダック証券取引所への上場を維持し、引き続き当社グループ事業の拡大および発展に努めていく方針です。したがって、当社は、今後ジャスダック証券取引所へ上場審査基準に準じた審査申請書を提出し、猶予期間の解除を受けるべく、適切に審査に対応して参る所存でございます。

株主の皆様、並びにお取引先の皆様におかれましては、本事情をご理解いただくとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) 多くの株主様からいただいたご質問一覧

Q. 上場廃止になるのでしょうか？

A. 実質的な存続会社でないと認められた場合でも、直ちに上場廃止となるものではありません。当該代表者の異動が行われた日の属する事業年度末から3年間の日(平成24年12月31日)までが猶予期間とされ、この間も引き続き当社株式の上場は維持され、その期間内に上場審査基準に準じた審査を受けることになっております。

なお、再び上場審査基準を満たすことが認められた場合、猶予期間は解除されることになります。

Q. 猶予期間中は株式の売買はできないのでしょうか？

A. 猶予期間中であっても株式の売買はこれまでどおり可能であり、不都合は生じません。

Q. 監理銘柄に指定されたと聞いたのですが本当ですか？

A. 当社の株式が監理銘柄に指定された事実はございません。

監理銘柄とは、上場株式が上場廃止基準に該当するおそれがある場合、その事実を投資者に周知させるため割り当てる特別の銘柄をいいます。本件に関しては、猶予期間が終了する平成24年12月31日までに上場審査基準に準じた審査が終了していない場合のみ、当社の株式は監理銘柄に指定されることになります。

Q. 猶予期間はいつ解除されるのでしょうか？

A. 解除される時期につきましては、現時点で不明でございますが、当社は今後、ジャスダック証券取引所へ上場審査基準に準じた審査申請書を提出し、猶予期間の解除を受けるべく、適切に審査に対応して参る所存でございます。

Q. いつジャスダック証券取引所に上場審査基準に準じた審査申請書を提出するのでしょうか？

A. 当社は、今後もジャスダック証券取引所への上場を維持し、引き続き当社グループ事業の拡大および発展に努めていく方針です。

したがいまして、今後、ジャスダック証券取引所へ上場審査基準に準じた審査申請書を提出することになりますが、その時期については慎重に検討した上で、適切に対応して参る所存でございます。

本件についてのお問い合わせ先

株式会社EMCOMホールディングス IR室 TEL:03-5412-6100
